

| 締約国に関する情報 GB | 英 国 一 般 情 報 | 附属書 B 1 GB |
|--|--|---------------|
| 国内官庁の名称 | Intellectual Property Office ¹ (United Kingdom) 知的所有権庁 (英国) | |
| 所在地及び郵便のあて名 | Concept House, Cardiff Road, Newport, South Wales NP10 8QQ, United Kingdom 書類を手交する場合には次の場所でも良い ² 3rd Floor, 10 Victoria Street, London SW1H 0NB, United Kingdom | |
| 電話番号 | (44-1633) 81 45 86 (国際出願用) (44-1633) 81 40 00 (オペレーター・サービス) (44-3000) 20 00 15 (聴覚障害又は難聴者用ミニコム番号) 0300 300 2000 (英国内) | |
| 電子メール | pct@ipo.gov.uk (PCT問合せ専用) information@ipo.gov.uk (一般問合せ専用) | |
| インターネット | www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office | |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法 | 電子メール ³ | |
| 送付することができる書類の種類 | すべての書類 | |
| 書類の原本提出義務 | 請求がない限り提出義務はない | |
| 国際出願に関する通知を電子メールで送付するか? | 送付しない | |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1) | 受理する | |
| 出願人に依頼がWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか?(PCT規則17.1(b)の2)) | 出願人に電子形式で行われた国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ⁴ | |

[次頁に続く]

- 1 知的所有権庁は特許庁の運営名称である。
- 2 ロンドンのあて名は手交専用である。郵便による通信はすべてニューポートのあて名に送付しなければならない。
- 3 電子メールによる書類提出には次のアドレスを使用すべきである：forms@ipo.gov.uk
- 4 出願がDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office

| G B | 英 国 (続き) | G B |
|--|--|-----|
| 英国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 ⁶ は欧州特許庁 (E P O) 又はW I P O国際事務局への国際出願を制限するか？ | 出願人の選択により知的所有権庁 ⁵ (英国), 欧州特許庁 (E P O) 又はW I P O国際事務局 (附属書C参照) 次の場合, 出願は制限される: 居住者による出願 ⁷ | |
| 英国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 | 国内保護: 知的所有権庁 ⁵ (英国) (国内段階参照) 欧州特許: 欧州特許庁 (E P O) (国内段階参照) | |
| 英国を選択できるか？ | できる (P C T 第II章に拘束) | |
| P C Tに基づき取得可能な保護の種類 | 国 内: 特 許 欧 州: 特 許 | |
| 国際型調査に関する英国の規定 | な し | |
| 国際公開に基づく仮保護 | 国内特許を目的とする指定の場合: 特許法 (1977年) 第89条, 第89条A及び第89条B。英語による国際出願のW I P O国際事務局による公開又は英語による翻訳文の知的所有権庁 ⁵ (英国) による公表は, 出願人が, 一般的には, 当該出願又は翻訳文の公開の日に特許がされたとしたならば, 裁判所又は検察官に対し特許権を侵害する行為について損害賠償の手続を提起したであろうところの権利と同一の権利を有する。ただし, 裁判所における手続は, 特許の付与後のみ提起することができる。更に第89条B(3)は, P C T 第29条(2) (iii) に規定される選択肢の効力を認めている。 | |

[次頁に続く]

5 脚注1を参照。

6 1977年特許法第23条。

7 ほとんどの場合, 英国居住者は欧州特許庁又はW I P O国際事務局宛に出願することができる。しかし, 軍事技術に関する情報を含む出願, 又は英国国家安全保障若しくは公衆の安全を害するおそれがある情報を含む出願については制限を受ける。この場合に英国の居住者は, 以下のいずれかの場合にのみ欧州特許庁又はW I P O国際事務局に直接出願することができる。(i) 知的所有権庁から書面による許可を得た後。又は, (ii) 同一発明に関する出願が知的所有権庁に行われており, 知的所有権庁の審査官が当該発明の公開又は伝達を禁止する指令を与えることなく6週間以上の期間が経過した後。英国以外に居住する者が英国以外の国で特許出願が最初に行われた発明に関する特許出願に対しては, この制限が適用されない。詳細は, 知的所有権庁 (Security Section, Concept House, Cardiff Road, Newport, South Wales, NP10 8QQ, 電話 (44-1633) 81 35 58) から入手することができる。

| G B | 英 国 (続き) | G B |
|------------------|--|-----|
| 国際公開に基づく仮保護 (続き) | <p>欧州特許を目的とする指定の場合： 特許法(1977年)第78条(7)及び第79条(3)を参照。</p> <p>(1) 英語により公開された国際出願： 上記の権利は、当該出願がW I P Oにより公開された後に適用される。</p> <p>(2) フランス語又はドイツ語により公開された国際出願： 請求の範囲の英語による翻訳文が知的所有権庁⁸(英国)に提出され、かつ、所定の手数料が支払われ、同庁により公開されるまで、又は出願人が、侵害する行為が発生する前に請求の範囲の英語による翻訳文とともに、当該侵害を提供していない限り、上記の権利が効力を生じない場合を除き、(1)と同様。</p> <p>(3) E P Oの公用語でない言語で公開された国際出願： 上記の権利は、E P Oが当該国際出願を(2)の規定によりフランス語又はドイツ語により公開した場合を除き、E P Oがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない。</p> | |

英国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

国内保護について

| | |
|--|-------------------------------------|
| 英国が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期 | 願書中に記載するか、又は優先日から33箇月以内に提出しなければならない |
| 微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか? | あ り (附属書L参照) |

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構 (E P) を参照

8 脚注1を参照。